

午後 3 時 10 分開議

## 筱岡貞郎委員の質疑及び答弁

永森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

筱岡委員。あなたの持ち時間は60分であります。

筱岡委員 八嶋君から激励を受けました筱岡でございます。

実りの秋です。実り多い質疑になれば幸いです。皆さんお疲れでしょうから、30分ほどで終わるつもりでやりますから。

では、まず地域公共交通について3問質問いたします。

いよいよ来年の3月16日に、北陸新幹線、金沢―敦賀間が開業いたします。今回の敦賀開業により、北陸3県の主要都市は約1時間で移動可能となることから、北陸3県の一体性がさらに高まることが期待されているところです。

さて、新幹線の敦賀開業により、金沢から敦賀までの北陸本線がJRから並行在来線会社に移管されます。これにより、新幹線だけでなく、並行在来線で北陸3県を行き来できるようになり、通勤通学で在来線を利用していた方にとっては利便性が高まることが期待されます。現在も、高岡―金沢間はIRいしかわ鉄道により運行されており、あいの風とやま鉄道との間でダイヤ調整が行われ、相互乗り入れにより利便性の高い運行が確保されているものと認識しています。

これからは、あいの風とやま鉄道、IRいしかわ鉄道、ハピラインふくいの3社で連携することで、利便性の高いダイヤ編成を行うべきと考えますが、現在のあいの風とやま鉄道とIRいしかわ鉄道との連携状況と、今後、ハピラインふくいも加えた3社での連携の

見込みについて、田中交通政策局長に伺います。

**田中交通政策局長** 委員から御紹介がありましたけど、来年3月の北陸新幹線敦賀開業によりまして、福井県で新たにハピラインふくいが開業しまして、3社の並行在来線会社ができるようになって運行が始まるということになります。

あいの風とやま鉄道の運行ダイヤについては、北陸新幹線、城端線・氷見線、高山本線、今紹介ありました相互乗り入れを実施しています隣県の並行在来線、これらの接続を勘案した上で、関係する鉄道事業者と協議調整を行っております。

これまでも、あいの風とやま鉄道とIRいしかわ鉄道は、県境を越えて移動する利用者の利便性を確保するため、相互乗り入れを行うとともに、北陸新幹線や在来線特急の「サンダーバード」「しらさぎ」との乗り継ぎ利便性を考慮したダイヤ設定などに連携して取り組んできております。

北陸新幹線の敦賀開業により、ハピラインふくいととのダイヤ調整は隣接するIRいしかわ鉄道が行うこととなりますが、北陸3県間の円滑な移動が図られるよう、IRいしかわ鉄道との連携をさらに図っていく必要があると考えております。

**筱岡委員** あいの風とやま鉄道では、えちごトキめき鉄道と共同で、観光列車の相互乗り入れを実施しています。あいの風とやま鉄道の一万三千尺物語は、富山駅から糸魚川駅間を運行しており、電車の中で富山湾鮎を味わうことができ、観光客に大好評と聞いています。えちごトキめき鉄道の「えちごトキめきリゾート雪月花」は、魚津駅から直江津駅間を運行しており、これらも大変な評判とお聞きしています。

こういった観光列車での連携は、ぜひ北陸3県の間でも積極的に進めていただきたいと思います。8月23日に開催された北陸経済連合会と3県知事との懇談の中で、福井県の杉本知事からも一万三千尺物語をハピラインに乗り入れてもらいたいとオファーがあったようにも聞いております。

北陸3県の並行在来線3社で連携して取り組むことにより、各県の観光振興の面でも大きな効果があると考えられますので、3社で連携した観光列車やイベント列車の運行を県として各社へ働きかけてはどうでしょうか。これも田中局長に伺います。

**田中交通政策局長** 北陸3県で連携した観光列車等の運行については、昨年7月に開催されました北陸三県知事懇談会において福井県知事から提案がありました。具体的には、あいの風とやま鉄道の一万三千尺物語の福井までの乗り入れであり、3県が連携して取り組むことで合意いたしました。今紹介ありましたのも、引き続きの福井県知事からの要請ということでございます。

それで、合意を踏まえまして、石川県、福井県及びこの両県の並行在来線会社で構成される並行在来線利用促進検討チームが昨年もう既にあったのですけれども、そこに本県とあいの風とやま鉄道も昨年度から参加いたしまして、現在、運行時期や内容について協議検討を進めております。

北陸3県の並行在来線会社が連携し、県境を越えて観光列車等を運行することは、委員御指摘のとおり、北陸3県周遊の観光需要を取り込むことにもつながり効果があるものと考えております。県としましては、先行で一万三千尺物語が運行しておりますので、これまでのノウハウを生かして取り組んでまいります。

**筱岡委員** ぜひ頑張っていたきたい。

現在、城端線・氷見線再構築検討会において、城端線・氷見線のJR西日本からあいの風とやま鉄道への移管が検討されております。これらの路線が同じ鉄道会社で運行されれば、乗り継ぎや運賃計算の面などで利便性が向上しますし、県西部の交通ネットワークのさらなる拡充が期待できます。

また、単に沿線の利便性向上というだけにとどまらず、県西部全体にとっても意味のある取組となるのではないのでしょうか。この城端線・氷見線の移管、再構築による効果をどのように考えておられるか、新田知事に伺います。

**新田知事** 城端線・氷見線の将来の経営に関して、これはやはりプロの言葉を聞いたほうがいいと思いますが、2回目の検討会で日吉社長から、城端線・氷見線と一体的に運営することになれば、料金面やダイヤ面の改善が見込め、県西部の交通ネットワークが強化されるという発言がありました。また委員からは、県西部の利便性向上によって、沿線市ではない地域においても利便性の高まりが期待できるとの発言がありました。

城端線・氷見線の再構築による効果ですが、運賃面では、現在、あいの風とやま鉄道と城端線・氷見線を乗り継ぐ場合、それぞれの初乗り分が必要ですが——併算と言い、両方にかかってしまうそうです——それが解消されて、利用者の負担が軽減される。これが一つのメリットです。また、ダイヤ面では、一体的な調整が可能となるために、高岡駅での接続の改善が期待できます。さらに、あいの風とやま鉄道線への城端線・氷見線からの乗り入れが運用しやすくなると考えております。今思いつくだけでも、これぐらいのメリッ

トがあると思います。

こうした点は、現在策定中の地域交通戦略、並行して走っている会議ですけれども、この方針、基本的な考え方でありますウェルビーイングの向上をもたらす最適な地域公共交通サービスの実現にも大いに資するものと考えております。ですから、2つの会議の軌道がちゃんと合っているということであります。

県としては、城端線・氷見線の利便性向上策をスピード感を持って実施することが、県西部地域のさらなる発展につながるものと考えております。

それと同時に、県西部にメリットがとどまることなく、東部にもいろんな形で波及させていく。県全体で、15市町村全てに鉄道の駅がある、このメリットを本当に生かせるような、そんなネットワークづくり、これはやっぱり私ども県の務めだと考えております。

**笹岡委員** 城端線・氷見線の沿線は、御案内のとおり4市ですよね。県西部は6市あります。そこに関係ない市は、射水市と小矢部市ですよね。協議にはなかなか入っておりませんが、どうも、やはり県西部一体とせんなんということで、小矢部市とか射水市にも一応アタックというか打診というか、そういうこともされているようで、うちの市も一応理解は当然示してやっているようです。射水市はどうか知りませんが。そういうことでございます。

次に、災害対応について9問質問いたします。

新田知事就任以来、危機管理上、コロナ対策はもちろん、豪雪やら鳥インフル、今回の猛暑もございます。それに加えて、この6、7月の豪雨ということで、本当に大変な御苦勞をしておられることに敬意を表したいと思っております。

6月28日は県東部を中心に、また、7月12日から13日にかけては記録的な豪雨となり、富山市、高岡市、小矢部市、南砺市の4市に災害救助法が適用されることになりました。これらの豪雨により、南砺市では貴い人命が失われるとともに、県内各地で家屋への浸水被害に加え、河川や道路、農地の浸水、土砂流入、水路の損壊、山腹崩壊、林道の路肩欠損など、甚大な被害をもたらし、県民生活に大きな影響を及ぼしました。被害に見舞われた皆さん方には、改めてお見舞い申し上げます。

県当局には、被災した自治体と十分連携し、一刻も早く復旧できるよう、スピード感を持った対応を改めてお願いいたします。

ここで委員長、資料配付の許可をお願いします。

**永森委員長** 許可します。

**筱岡委員** さて、6、7月の豪雨による農林水産業関係の被害は、県内全域では2,800か所にも及ぶと聞いており、大変心が痛みます。

まず、その被害の状況と復旧に向けた対応状況、災害査定の予定、さらには市町村への技術支援の状況について、津田農林水産部長に伺います。

**津田農林水産部長** 今回の豪雨災害では、農地、農業用施設等で2,473か所、林道等で340か所、計2,813か所の被害が発生しており、現在は、事業主体である市町におきまして、土砂撤去などの応急対応や国の災害査定に向けた準備が進められております。

国の災害査定は、今月下旬から12月中旬頃にかけて実施される予定であり、県としましても、応急復旧や災害査定に係る技術的助言を行っておりますが、一部市町からは、被災箇所が多く、技術職員のマンパワーが不足しているため、国の災害査定に向けた準備が整

わないおそれがあるとして、技術支援の要望をいただいているところでございます。

これを受けまして、農林水産部では、これまでの技術的助言での支援に加えて、先週から一定期間、一部の市町に県農林振興センターの技術職員を派遣して、国の災害査定に向けた測量や設計書の作成に従事、協力しているほか、本庁及び県農林振興センター内におきまして、設計図面の審査や積算などの支援を行っているところで

**筱岡委員** マンパワーが大変不足しているようで、その辺もよろしくをお願いします。

災害の復旧に当たり、今回の災害においては、小規模な農業用施設の被害について、県単独事業で対象要件を緩和して支援することになったと聞いております。今回の災害に限り対象要件を緩和することにした趣旨と支援内容について、津田部長に伺います。

**津田農林水産部長** 豪雨等の自然災害により水路等の農業用施設が被災した場合、国が定める日雨量80ミリ以上や1か所40万円以上などの要件に合致すれば、国の災害復旧事業の対象となります。そして、40万円未満の小規模災害でありましても、被災箇所が150メートル以内であれば、複数か所を1か所とみなして補助対象とされております。また、県ではこれまでも、この150メートルの範囲を300メートルまで拡大して、県単事業として支援してきました。

今回の豪雨被害では、この9月議会において、県単独事業の災害対応・未然防止枠を新たに設置するとともに、小規模な被災箇所が多いという特徴を踏まえ、複数の被害箇所を1か所とみなす範囲を300メートルから500メートルにさらに緩和し、よりきめ細かく、小

規模な被災箇所への復旧を支援することとしております。

県としましては、市町や土地改良区の負担軽減につながりますよう、要件緩和の趣旨や内容を周知してまいります。

**筱岡委員** 今度の要件緩和、本当に助かっております。本当にうちの市も多い。小規模の災害は、もう無数と言ってもいいぐらいあるものですから、非常に助かったと思って感謝申し上げたいと思っております。

今回被災された農業者の皆様方におかれては、大変、辛勞辛苦をお察しいたします。今回の被災を機に、農業を辞めてしまおうかとの声も聞かれるほどです。

こういった災害に対応するため、農業経営のセーフティネットである農業共済制度があります。農業者があらかじめ掛金を出し合って共同の準備財産を設け、被害が発生した場合には、その準備財産から共済金を支払ってもらう制度です。

被災された農業者の経営の安定のためには、一刻も早く共済金を支払ってあげることが大切です。迅速かつ確実に共済金が支払われるべきと考えますが、共済金の早期支払いの状況はどうなっているのでしょうか。これも津田部長に伺います。

**津田農林水産部長** 今回の豪雨では、農地へ土砂等が流入したことによる農作物被害が発生したことから、県では7月の11日及び14日に、農業共済事業を行う富山県農業共済組合に対して、対象となる作物の速やかな損害評価と共済金の早期支払いなどを要請してまいりました。

農業共済組合では、水稲の場合、通常は被害状況を把握し、損害評価を経て、12月上旬頃の損害評価会で共済減収量等が決定された



後に共済金を支払うということになりますが、今回、立山町、小矢部市の圃場約3.8ヘクタールにつきましては、収穫が全く見込めないと早期に確定し、8月に基準収穫量の7割の仮渡金が支払われたところでございます。また、そのほかの被害を受けた圃場につきましても、農業共済組合として、損害評価会の後、速やかに共済金が支払われるよう対応されると聞いております。

また、別のセーフティネットでございます収入保険制度では、補填金は確定申告後に支払われることになりますが、補填が見込まれる場合には、受取見込額の8割を上限として、全国農業共済組合連合会から無利子のつなぎ融資を受けることが可能でございますので、被災した農業者に対してその旨を周知しているところでございます。

県としても、農業者の皆さんが継続して営農を続けられるよう、引き続き、農業共済組合と連携して迅速かつ確実な運用に取り組んでまいります。

**筱岡委員** 今日に触れませんが、米の作柄ですが、先週、地元のJAではコシヒカリが出てきて、1等が3割ほどとか。てんたかくは8割ぐらいだったらしいですが。富富富は8割ほどで、やっぱりいいですかね。コシは特に予想どおり。新潟ももっとひどいらしいですけど、1等がほとんどないというような状況で、この猛暑に本当にやられました。加えて、この水害もあるところにはあったものですから、大変な状況で。県は今度作柄について発表するのが、今月末だったかな。

そこで、お配りした資料は、小矢部市内のこの7月の豪雨での主な被災状況でございます。今ほど言われたように、農地も土砂崩れ

でやられたり、市道も崩れているわけでありまして。特に、まずAでございます。Aとしてあるのは何かといいますと、上に小屋みたいなものがありますが、これは神社でございます。これは、論田という地区の神社でございます。2年前に被災した荒間神社の隣の集落です。

荒間神社は3分の1ほど基礎が崩れました。それでも残ったので、「落ちない神社」ということで、ちょっと有名になりました。今度は、数メートル後ろが崩れているんです。これも危ないわけでございますが、今度はどうしようかと。「滑らない神社」というのでどうかかと。私のジョークもよく滑るものですから、これは滑らないという神社にしようかなと思っております。

その荒間では、本当にお世話になりまして、ちゃんと移転して、落ちない神社のお守りまで宮司らが作りまして、本当によかったと思います。これについても、そういう命名でやりたいと思っておりますのでよろしく。

次に、土木施設の被害について伺います。

私の地元でも、災害救助法の適用となるなど大きな被害があり、住宅被害は86世帯、非住家の被害が19件、河川の溢水、越水が2河川、国道、県道の通行止めが9か所、市道の被害箇所が82か所、孤立集落5集落といった状況でありました。

中でも、今度は資料のBでございます。これは国道471号、小矢部から羽咋へ抜ける国道でございます。これは完全に豪雨で封鎖されたわけでございます。この小矢部市の峯坪野地区の国道471号も一時通行止めとなりました。現在は片側交互通行となっております。近隣住民はもちろん、大変不便を感じています。この国道471号の

復旧に向けた現状と今後の見通しについて、市井土木部長に伺います。

**市井土木部長** 委員から御紹介いただきました小矢部市峯坪野地内の国道471号では、7月12日に道路上方の斜面が崩壊し、道路沿いのコンクリート擁壁が約60メートルにわたり倒壊するとともに、斜面上方からの土砂や倒木が電線や電柱を巻き込み、人家約40戸が停電する大きな被害が発生しました。このため、小矢部土木事務所において、災害協定に基づき、建設業協会の地元支部の協力をいただき、小矢部市と共に対応に当たったところでございます。

翌13日明け方から全面通行止めを行い、電力事業者と連携して倒木や崩土の除去に努めた結果、翌14日の夕方には電力が回復したところでございます。その後、土砂やコンクリート殻の撤去を進め、大型土のうの設置などを行った結果、16日の夕方に通行止めを解除し、片側交互通行に切り替え、一般車両の通行が可能となったところです。本格的な復旧につきましては、国の災害復旧事業により行うこととしていることから、委員御指摘のとおり、現在も片側交互通行は続いております。

本日から来月半ばまでの予定で実施される国の災害査定を受けた後、準備が整い次第、工事の発注を行うこととしており、工事完成までの間、小矢部市はじめ地域の皆様には御不便をおかけすることになりますが、何とぞ御理解を賜った上、被災現場の一日も早い復旧に向け努力してまいります。

**筱岡委員** よろしく申し上げます。

次に、災害時における市町村の技術職員の不足への対応について伺います。

今回の災害でも、県や市町村の現場の職員が一生懸命に復旧に取り組んでおられるところであり、改めて感謝を申し上げます。その一方で、小規模の市町村では、職員の人数が限られており、特に公共土木施設や農業施設の復旧を行うための技術職員が十分に確保されていない場合も多いと聞いています。

昨今の気象条件の大きな変化により、災害の頻発化、激甚化や、また公共インフラの老朽化の状況を踏まえると、これまで以上に手厚い対応が求められるところです。例えば宮城県では、本年4月から、災害時には市町村の要請がなくても、土木部の技術職員を派遣し、施設被害の情報収集や国への連絡などの業務を担っているようです。

災害時等の復旧を担う技術職員の不足が市町村において深刻なことから、市町村の状況に応じて、県から市町村へ積極的に応援派遣すべきと考えますが、市町村への技術職員派遣の現状と今後の課題について、南里経営管理部長に伺います。

**南里経営管理部長** 今般の6月と7月の豪雨災害での応急復旧や災害査定については、職員派遣や技術的助言等によりまして、直接または間接的に支援を行っており、派遣先の市長からは、国への速やかな書類提出等が可能になったと感謝の声も届きました。

一方、市町村への技術職員の派遣については、これまでも市町村からの求めに応じて技術職員を派遣することとしております。

こうした市町村支援のみならず、大規模災害時の中長期被災地派遣を担うため、土木職や農業土木職、林業職など技術職員の増員に取り組みまして、土木センターや農林振興センター等に配置して応援派遣に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、近年の技術人材不足により、市町村のみならず県においても技術職員の確保に苦慮している現状がございます。また、市町村が管理する施設等に多くの被害が発生している大規模災害の場合は、同時に県が管理する施設等においても、同様に被害が発生していることが多く、その場合、市町村への技術職員の応援派遣が限定的とならざるを得ない状況も考えられます。

そのため、まずは県における技術職員の確保に一層努めてまいりたいと考えております。

**筱岡委員** その技術職員ですが、道路や橋など老朽化したインフラの維持管理や、大規模災害後の復旧事業に欠かせない技術職員の確保に向けて、各都道府県には技術職員確保計画を策定することが求められております。

技術職員確保計画には、2024年度から5年間の職種別の採用数の目標値を設定し、市町村への支援に従事する技術職員数、大規模災害時の中長期派遣に対応する技術職員数を明記することとされています。

そこで、本県の技術職員確保計画の内容はどのようなものであり、今後、必要職員数の確保に向けてどのように取り組んでいくのか、南里部長に伺います。

**南里経営管理部長** 各県の技術職員を増員し、平時に技術職員が不足する市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組みとして、復旧・復興支援技術職員派遣制度が創設されまして、委員御指摘のとおり、昨年12月、国から各県に対し、技術職員確保計画の策定が要請されたところでございます。

本県の計画では中長期派遣に対応する技術職員として、現在、土

木センターや農林振興センター等に、土木職 4 名、農業土木職 1 名、林業職 1 名の計 6 名を配置しておりますが、令和10年度までに県内全域に配置することを目指しまして、土木職12名、農業土木職 4 名、林業職 2 名、建築職 1 名の計19名へと増員配置することとしております。

先ほど申し上げたとおり、近年は技術人材不足によりまして、県においても技術職員の確保には苦慮しているところでございます。このため、人事委員会や土木部、農林水産部と連携いたしまして、職場や現場を見学する職場体験セミナーや、若手職員との座談会を盛り込んだオープンセミナーの開催、インターンシップの受入れなどに取り組んでいるところでございます。また、人事委員会において、上級試験の技術職員の申込者増を図るため、今年度から試験制度を見直したところでございます。

今後とも、関係部局と連携しながら、県職員ならではの技術職の魅力や働きがいなどを積極的にアピールしまして、技術職員の確保に努めてまいります。

**筱岡委員** 奈良県では、市町村における技術職員の不足への対応のため、土木技術職員の 1 次試験を一部の市町村と共同で実施しているそうです。2 次試験は各自治体が個別に実施し、志願者は採用を志望する自治体を、職種ごとに第 1 志望から最大第 3 志望まで選択します。筆記試験の成績順に、受験者が選択した志望自治体を優先し、各自治体の合格者を決定しているようです。

市町村における技術職員の不足への対応のため、本県でも、県と市町村が共同で土木技術職員の採用試験を実施してはどうでしょうか。古埜人事委員会事務局長に伺います。

古埜人事委員会事務局長 土木技術職員の確保につきましては、先ほど経営管理部長が御答弁申し上げましたとおり、県においては、市町村で確保が困難な技術職員を県が確保した上で、平時に技術職員が不足する市町村を支援することなどを内容とする、技術職員確保計画の策定が求められているところであります。

市町村における技術職員の不足への対応につきましては、当該計画に定める市町村支援に必要な職員との関係を含めて、まずは、任命権者と市町村において整理してもらう必要があると考えております。

なお、委員から県と市町村の共同採用試験の御提案がありましたけれども、紹介のあった奈良県では、全39市町村のうち、昨年度の実績ですけれども、参加しているのは7市町村で、そのうち村が4つあるなど、小規模な団体への支援が中心となっているような印象を受けております。

本県におきましても、かつては、市町村職員のマンパワーや採用試験のノウハウが十分でないことなどから、これは共同試験ではないのですが、昭和45年から市町村からの受託事業として、市町村職員の採用試験を行ってまいりました。しかし、ノウハウの蓄積状況や受験者の利便性確保などから、平成25年度をもって受託事業を終了した経緯がございます。

市町村が求める人材像というのは、それぞれお考えがありまして、現在はそれに対応した採用試験を各市町村で工夫して実施されているものと考えておりますし、それがあべき姿なのかなと思っております。ただ、御指摘のとおり、インフラの維持管理ですとか災害対応などのために技術職員を確保することというのは重要なことだ

と思っております。

そこで、人事委員会におきましては、上級の技術職種につきまして、今年度から教養試験の廃止や、採用候補者名簿有効期間の3年間への延長を実施いたしました。また、来年度からは、総合土木職の採用試験に新たに先行実施枠を設ける予定です。これは、民間の就職活動が早期化しておりますので、それに対応するために従来の試験と別枠で、早い時期に実施するものであります。

このように、試験制度の見直しを適宜行いまして、技術職員の確保が困難な状況が続いている中で、市町村支援のための増員数も含めまして、必要な人員の確保に努めております。

今後とも、時代に対応した試験制度の見直しや、関係部局と連携した採用広報活動の強化などに取り組んでまいります。

**筱岡委員** 何せ、土木系の職員は本当にどこも大変だそうです。ぜひ確保に尽力していただきたいと思っております。

災害対応等の備えというのは、危機管理局の職員にも専門性のある職員が求められます。例えば、迅速な災害対応のために、被災市町村の情報収集や、県と被災市町村間の調整などを行う情報連絡員——リエゾン職員や、急激に変化する気象条件を分析できる職員、また、監視カメラ等の情報を分析して、状況を正確に把握できる職員など、専門性のある職員の養成も必要と感じています。

災害対応のための専門性のある職員の確保に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、武隈危機管理局長に伺います。

**武隈危機管理局長** 昨今の災害の頻発化、激甚化に伴い、災害対応において、知識や経験が豊富な専門人材の重要性が高まっております。県ではこれまでも、災害対応、危機管理を担う専門職としまして、



災害派遣などの経験が豊富な退職自衛官を管理職で採用しております。また、専門性の高い原子力防災分野や火山防災分野に高い見識を持った外部の専門人材の活用にも取り組んでおります。

さらに、県の一般職員を東日本大震災や熊本地震などの被災地に派遣しまして、災害現場で生の体験を積ませることや、国の研修制度を活用して、災害マネジメント総括支援員等を育成しまして、被災市町村にリエゾンとして派遣できるように備えております。

また、台風や大雪のおそれがある際、富山地方気象台の職員に最新の気象情報や警戒ポイントを説明いただくなど、気象の専門家も活用しているところでございます。

6、7月にかつてない豪雨災害を経験しまして、災害対応のための専門人材をさらに充実する必要性を実感したところでございます。

今後は、例えば笹岡委員から御提案のありました、気象条件を分析できる人材ですとか、情報収集、分析に精通した人材、あと防災分野のDXに対応できるような人材、こうした人材の活用について、適切かつ迅速な災害対応を講じるために、必要となる専門人材につきまして、実際に専門職員を採用しておられます富山市——富山市は気象予報士さんを採用しておられますけれども、他県では、山梨県で火山防災職、広島県で防災の専門職を採用しておられるという事例も聞いておりますので、こうした先行事例の情報収集にも努めながら、専門性の高い人材の確保に向け、検討してまいりたいと考えております。

**笹岡委員** 富山市に気象予報士がおられるわけだ。そうですか。県にはいないのにね。県にも欲しいですな。頑張ってください。

全ての都道府県及び市町村は、災害対策基本法に基づき、それぞ

れ地域防災計画を策定しています。このほかに、近年、地方自治体が新たに防災に関する独自の条例を制定し、県民の防災に関する意識の醸成を図り、地域の防災力を高めようとする動きが見られます。

全国的に見ると、災害対策基本法に規定する幅広い災害に対応した条例を策定している自治体が21道府県、地震に特化した条例を策定している自治体が9都県、未制定の自治体が本県を含め17府県という状況です。近隣では、令和3年度に新潟県が、防災に関する基本理念を広く共有するため、防災基本条例を制定しています。

県民の防災に関する意識の醸成を図るため、本県でも防災基本条例を制定してはどうでしょうか。新田知事に伺います。

**新田知事** おっしゃるように、既に防災に関する条例を制定している都道府県が30あります。17が未制定です。

これらの条例では、調べたところ、一般的には基本理念、あるいは行政、県民、事業者の役割を示すとともに、防災のための指針や施策を盛り込んでおられます。具体的な防災対策を定めた地域防災計画と比べますと、条例はその理念や目指すべき姿を県民に明らかに示す性格のものと考えられます。

本県では、先ほど来、委員の質問にもありましたが、6月、7月にかけて経験したことのない豪雨に見舞われ、甚大な被害が出ました。県としては、まずは、さきの豪雨災害時の状況や課題をよく検証しまして、地域防災計画の見直しにつなげることによって、災害の予防や被害の最小化に向けた実効性のある取組を着実に、そしてスピード感を持って実施していきたいと考えております。

一方で、昨年、県民の防災意識調査を実施しましたが、防災に高い関心はあるが、実際の防災対策には至っていないという傾向が見ら

れました。このため、引き続き防災訓練、あるいは地域住民を対象とした研修会などを通じて、県民の防災意識の啓発に努めてまいります。

委員から御提案のありました防災基本条例ですが、既に条例を制定しておられる都道府県における県民の防災意識がどのように上がるという効果が出ているのか、また実際の防災対策にどのようにつながっているのか、このあたりをもう少しリサーチしていきたいと考えております。

**筱岡委員** やはりちょっと遅いのかもかもしれません。先につくったのをまねてやりたくないという、トップにはそういう人が多いようでございますので、何でも先なら進んでやるんだけど、後追いは何かしたくないという。

ただし、これだけ災害が頻発、激甚化しておる以上は、今おっしゃったように、県民の意識が低いのを高めるためには、こういう条例がもっと何か違ういい名前であれば、そういうのをつくっておくと、県民の意識醸成に本当にいいと思いますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思いますと思っております。

早くも最後の質問になりました。

18年ぶりで、セ・リーグは阪神が優勝しました。岡田監督の言葉を借りれば、最後は、あれ、あれですよ。義仲・巴の大河ドラマ化の取組について伺います。

昨年放映された三谷幸喜脚本の大河ドラマ「鎌倉殿の13人」は、非常に視聴率も高く、大人気だったと伺っております。義仲と巴も出てきたわけですが、特に巴は物語の終盤まで出ており、強くて情に厚い、ユーモアがあって、非常に魅力的な人物として描かれてお

りまして、義仲・巴への反響も大きかったように聞いております。

「鎌倉殿の13人」の影響により、現在、これまでになく義仲・巴への世間の注目度が高まっていると私は感じております。今こそ、大河ドラマへ向けた流れを加速していかなければならないと思いますが、本年度実施している具体的な取組と、今後の大河ドラマ化の展望について新田知事に伺います。

**新田知事** 義仲・巴についてですが、これまでも、小矢部市さんはじめ全国41の自治体で構成されております「義仲・巴」広域連携推進会議、これが本当に先へ先へと進んでおられることに敬意を表したいと思います。このことが、広域の観光や魅力の発信、そしてNHKへの要望活動にもつながっていく、そしてまた、県内外での知名度の向上にもつながっていると考えております。

今ほど委員がおっしゃったように、昨年の「鎌倉殿の13人」に義仲・巴が登場しました。特に巴さんは最後まで登場したということ、そして一方、主人公の北条義時が冷酷になっていくのと対照的に、最後まで巴さんは純粋で魅力的な人物として登場したということで、株がさらに上がったんじゃないかと思います。我々もそれを見て大いに盛り上がったわけであります。

あわせて、昨年の4月には、義仲さん、巴さんを演じた俳優によるプレミアムトークが小矢部市で開催されました。私も伺わせていただき、お会いすることができました。それ以来、小矢部市からはゆかりの史跡を訪れる観光客が増えているということ、また、今年7月のメルヘンおやべ源平火牛まつりでは、5年ぶりの火牛の計レースも相まって、大変にぎわったと伺っております。

今年度は、8月に小矢部市が4年ぶりにNHKさんを訪問され、

大河ドラマ化を要望した際に県職員も同行するなど、連携して取り組ませていただきました。

県としては、さらに、11月に倶利伽羅源平の郷など、義仲・巴ゆかりの史跡を巡る県民向けのバスツアーも実施します。12月には新たに、義仲・巴に関する歴史的理解を深めるため、現在の大河ドラマ「どうする家康」の時代考証を務めておられる、歴史学者の小和田哲男さんによる講演会を富山市内で開催します。このような援護射撃をさせていただきたいと思います。義仲・巴の関心が高まっている中、特に巴御前は、現代の課題となっております女性活躍、これとも本当にマッチする人物像だというふうに理解をしております。

今後も小矢部市さん、南砺市さんはじめ関係の皆さんと連携をして、このお二人の魅力発信に取り組んで大河ドラマ化の実現、もう来年、再来年は決まっておりますが、その先の実現に向けての機運醸成を図ってまいりたいと思います。

**筱岡委員** 具体的に12月のお話もございまして、著名な歴史学者、本当に楽しみにしております。

何せ、うちの市長等をはじめ苦節15年の戦いをしているわけでございます。ぜひ引き続きの御支援をよろしくお願い申し上げて、拙い私の質問を終わります。ありがとうございました。

**永森委員長** 筱岡委員の質疑は以上で終了しました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

なお、9月27日の予算特別委員会は、午前10時から開会いたしますので、定刻までに御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時02分散会